

令和5年度 恵庭市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、恵庭市の全組織とする。

3 調達の対象となる施設

本方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年度法律第123号）に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

(3) 在宅就業障がい者等

4 調達する物品等

本市において障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。なお、下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営等その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

令和5年度の調達目標は、令和5年度調達予定結果より 57,362 千円とする。

6 調達の実施

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- (2) 調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を活用する。
- (3) 調達に当たっては、障がい者就労施設等と各部署のマッチング調整を、障がい福祉課が行い、実際の発注、納入については、当該部署が行う。
- (4) 障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。
- (5) 調達に当たっては、シルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら進める。

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 本市における調達方針を策定又は見直しをしたときには、市ホームページ等により公表する。
- (2) 市は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部障がい福祉課とする。